

「消費税率8%への引上げに伴う対応」について

平成26年2月5日

「消費税率8%への引上げに伴う対応」について、公益委員の考えは以下のとおりである。

1. 医療機関等における消費税負担に関する分科会の「議論の中間整理」において、「報酬上乘せを行う報酬項目等については、透明性・公平性の観点から、基本診療料・調剤基本料への上乗せで対応すべきとの意見に加え、高額な投資に一定の配慮をする観点から、基本診療料・調剤基本料への上乗せに「個別項目」への上乗せも組み合わせるべきとの意見もあった。以上より、医療経済実態調査の結果等を踏まえ、基本診療料・調剤基本料への上乗せによる対応を中心としつつ、「個別項目」への上乗せを組み合わせる形で対応することを基本とする。」とされた。
2. しかしながら、今回の医療経済実態調査の結果等から、高額な投資への配慮の観点で、どの「個別項目」にどの程度上乘せすればよいかということ判断することは、データの制約上、困難である。
また、高額な投資が行われた時点が、消費税引上げの前か後かによって、投資に係る消費税負担と診療報酬による補てんと間に不整合が生じるという問題もある。
3. このような中で、仮に特定の「個別項目」を選定し、積極的に点数を上乘せした場合、医療機関の間に新たな不公平感を惹起するだけでなく、患者の理解を得られないおそれもあり、全ての人から納得を得られるような「個別項目」への上乗せは現実的に不可能である。
4. 診療報酬で対応する以上、「個別項目」に上乘せしない場合であっても、一定の不公平感が生じることはもとより避けられないが、今回のように限られたデータの中で対応を行わざるを得ないとすれば、可能な限り分かりやすい形で上乘せすることを重視すべきであり、基本診療料・調剤基本料に点数を上乘せすることを中心に対応し、「個別項目」については、基本診療料・調剤基本料との関係上、上乘せしなければ不合理になると思われる項目等に補完的に上乘せすることが、現時点で取り得る最善の策であると考える。具体的には、別添のと通りの改定とする。

【V 消費税率8%への引上げに伴う対応】

消費税率8%への引上げに伴う対応

骨子【V】

第1 基本的な考え方

消費税引上げに伴い、医療機関、薬局等の仕入れに係る消費税負担が増加することから、診療報酬において、基本診療料・調剤基本料に点数を上乗せすることを中心に対応し、補完的に個別項目に上乗せする。

第2 具体的な内容

1. 医科診療報酬

- (1) 診療所については、初・再診料及び有床診療所入院基本料を引き上げる。
- (2) 病院については、診療所の初・再診料の引上げと同じ点数を病院の初・再診料等において引き上げるとともに、残りの財源により入院料を引き上げる。

現 行	改定案
【初診料】	【初診料】
初診料 270点	初診料 ○点(改) (うち、消費税対応分+12点)
初診料(同一日2科目) 135点	初診料(同一日2科目) ○点(改) (うち、消費税対応分+6点)
初診料(紹介のない場合) 200点	初診料(紹介のない場合) ○点(改) (うち、消費税対応分+9点)
初診料(同一日2科目・紹介のない場合) 100点	初診料(同一日2科目・紹介のない場合) ○点(改) (うち、消費税対応分+4点)
(新設)	初診料(妥結率が低い場合) ○点(新)

(新設)		(うち、消費税対応分+〇点) 初診料 (同一日2科目・妥結率が低い場合) 〇点(新)
【再診料】		(うち、消費税対応分+〇点) 【再診料】
再診料	69点	再診料 〇点(改) (うち、消費税対応分+3点)
再診料 (同一日2科目)	34点	再診料 (同一日2科目) 〇点(改) (うち、消費税対応分+2点)
(新設)		再診料 (妥結率が低い場合) 〇点(新)
(新設)		(うち、消費税対応分+〇点) 再診料 (同一日2科目・妥結率が低い場合) 〇点(新)
【外来診療料】		(うち、消費税対応分+〇点) 【外来診療料】
外来診療料	70点	外来診療料 〇点(改) (うち、消費税対応分+3点)
外来診療料 (同一日2科目)	34点	外来診療料 (同一日2科目) 〇点(改) (うち、消費税対応分+2点)
外来診療料 (紹介のない場合)	52点	外来診療料 (紹介のない場合) 〇点(改) (うち、消費税対応分+2点)
外来診療料 (同一日2科目・紹介のない場合)	25点	外来診療料 (同一日2科目・紹介のない場合) 〇点(改) (うち、消費税対応分+1点)
(新設)		外来診療料 (妥結率が低い場合) 〇点(新)
(新設)		(うち、消費税対応分+〇点) 外来診療料 (同一日2科目・妥結率が低い場合) 〇点(新)
		(うち、消費税対応分+〇点)

<p>【小児科外来診療料】（1日につき）</p> <p>1 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合</p> <p>イ 初診時 560点</p> <p>ロ 再診時 380点</p> <p>2 1以外の場合</p> <p>イ 初診時 670点</p> <p>ロ 再診時 490点</p>	<p>【小児科外来診療料】（1日につき）</p> <p>1 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合</p> <p>イ 初診時 <u>〇点</u>(改) (うち、消費税対応分+12点)</p> <p>ロ 再診時 <u>〇点</u>(改) (うち、消費税対応分+3点)</p> <p>2 1以外の場合</p> <p>イ 初診時 <u>〇点</u>(改) (うち、消費税対応分+12点)</p> <p>ロ 再診時 <u>〇点</u>(改) (うち、消費税対応分+3点)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>【地域包括診療料】</p> <p><u>地域包括診療料</u> <u>〇点</u>(新) (うち、消費税対応分+〇点)</p>
<p>【一般病棟入院基本料】（1日につき）</p> <p>1 7対1入院基本料 1,566点</p> <p>2 10対1入院基本料 1,311点</p> <p>3 13対1入院基本料 1,103点</p> <p>4 15対1入院基本料 945点</p> <p>5 特別入院基本料 575点</p>	<p>【一般病棟入院基本料】（1日につき）</p> <p>1 7対1入院基本料 <u>〇点</u>(改) (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>2 10対1入院基本料 <u>〇点</u>(改) (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>3 13対1入院基本料 <u>〇点</u>(改) (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>4 15対1入院基本料 <u>〇点</u>(改) (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>5 特別入院基本料 <u>〇点</u>(改) (うち、消費税改定分+〇点)</p>

6 特定入院基本料 939点	6 特定入院基本料 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)
7 特定入院基本料(特別入院基本料 等算定患者) 790点	7 特定入院基本料(特別入院基本料 等算定患者) 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)
【療養病棟入院基本料】(1日につき)	【療養病棟入院基本料】(1日につき)
1 療養病棟入院基本料1	1 療養病棟入院基本料1
イ 入院基本料A 1,769点 (生活療養を受ける場合) 1,755点	イ 入院基本料A 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点) (生活療養を受ける場合) 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)
ロ 入院基本料B 1,716点 (生活療養を受ける場合) 1,702点	ロ 入院基本料B 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点) (生活療養を受ける場合) 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)
ハ 入院基本料C 1,435点 (生活療養を受ける場合) 1,421点	ハ 入院基本料C 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点) (生活療養を受ける場合) 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)
ニ 入院基本料D 1,380点 (生活療養を受ける場合) 1,366点	ニ 入院基本料D 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点) (生活療養を受ける場合) 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)

ホ 入院基本料 E	1,353点	ホ 入院基本料 E	〇点(改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+〇点)	
	1,339点	(生活療養を受ける場合)	〇点(改)
ヘ 入院基本料 F	1,202点	ヘ 入院基本料 F	〇点(改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+〇点)	
	1,188点	(生活療養を受ける場合)	〇点(改)
ト 入院基本料 G	945点	ト 入院基本料 G	〇点(改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+〇点)	
	931点	(生活療養を受ける場合)	〇点(改)
チ 入院基本料 H	898点	チ 入院基本料 H	〇点(改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+〇点)	
	884点	(生活療養を受ける場合)	〇点(改)
リ 入院基本料 I	796点	リ 入院基本料 I	〇点(改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+〇点)	
	782点	(生活療養を受ける場合)	〇点(改)
2 療養病棟入院基本料 2		2 療養病棟入院基本料 2	
イ 入院基本料 A		イ 入院基本料 A	

	1,706点		<u>〇点</u> (改)
	(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+〇点)
	1,692点		<u>〇点</u> (改)
□ 入院基本料B			(うち、消費税改定分+〇点)
	1,653点		<u>〇点</u> (改)
	(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+〇点)
	1,639点		<u>〇点</u> (改)
ハ 入院基本料C			(うち、消費税改定分+〇点)
	1,372点		<u>〇点</u> (改)
	(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+〇点)
	1,358点		<u>〇点</u> (改)
ニ 入院基本料D			(うち、消費税改定分+〇点)
	1,317点		<u>〇点</u> (改)
	(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+〇点)
	1,303点		<u>〇点</u> (改)
ホ 入院基本料E			(うち、消費税改定分+〇点)
	1,290点		<u>〇点</u> (改)
	(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+〇点)
	1,276点		<u>〇点</u> (改)
ヘ 入院基本料F			(うち、消費税改定分+〇点)
	1,139点		<u>〇点</u> (改)
	(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+〇点)
			(生活療養を受ける場合)

	1,125点		○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
ト 入院基本料G	882点	ト 入院基本料G	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
(生活療養を受ける場合)		(生活療養を受ける場合)	
	868点		○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
チ 入院基本料H	835点	チ 入院基本料H	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
(生活療養を受ける場合)		(生活療養を受ける場合)	
	821点		○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
リ 入院基本料I	733点	リ 入院基本料I	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
(生活療養を受ける場合)		(生活療養を受ける場合)	
	719点		○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
3 特別入院基本料	563点	3 特別入院基本料	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
(生活療養を受ける場合)		(生活療養を受ける場合)	
	549点		○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
【結核病棟入院基本料】(1日につき)		【結核病棟入院基本料】(1日につき)	
1 7対1入院基本料	1,566点	1 7対1入院基本料	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
2 10対1入院基本料	1,311点	2 10対1入院基本料	○点(改)

3	13対1入院基本料	1,103点	(うち、消費税改定分+〇点)	3	13対1入院基本料	〇点(改)
4	15対1入院基本料	945点	(うち、消費税改定分+〇点)	4	15対1入院基本料	〇点(改)
5	18対1入院基本料	809点	(うち、消費税改定分+〇点)	5	18対1入院基本料	〇点(改)
6	20対1入院基本料	763点	(うち、消費税改定分+〇点)	6	20対1入院基本料	〇点(改)
7	特別入院基本料	550点	(うち、消費税改定分+〇点)	7	特別入院基本料	〇点(改)
【精神病棟入院基本料】(1日につき)				【精神病棟入院基本料】(1日につき)		
1	10対1入院基本料	1,251点	(うち、消費税改定分+〇点)	1	10対1入院基本料	〇点(改)
2	13対1入院基本料	931点	(うち、消費税改定分+〇点)	2	13対1入院基本料	〇点(改)
3	15対1入院基本料	811点	(うち、消費税改定分+〇点)	3	15対1入院基本料	〇点(改)
4	18対1入院基本料	723点	(うち、消費税改定分+〇点)	4	18対1入院基本料	〇点(改)
5	20対1入院基本料	669点	(うち、消費税改定分+〇点)	5	20対1入院基本料	〇点(改)

6 特別入院基本料	550点	6 特別入院基本料	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
【特定機能病院入院基本料】(1日につき)		【特定機能病院入院基本料】(1日につき)	
1 一般病棟の場合		1 一般病棟の場合	
イ 7対1入院基本料	1,566点	イ 7対1入院基本料	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
ロ 10対1入院基本料	1,311点	ロ 10対1入院基本料	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
2 結核病棟の場合		2 結核病棟の場合	
イ 7対1入院基本料	1,566点	イ 7対1入院基本料	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
ロ 10対1入院基本料	1,311点	ロ 10対1入院基本料	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
ハ 13対1入院基本料	1,103点	ハ 13対1入院基本料	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
ニ 15対1入院基本料	945点	ニ 15対1入院基本料	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
3 精神病棟の場合		3 精神病棟の場合	
イ 7対1入院基本料	1,322点	イ 7対1入院基本料	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
ロ 10対1入院基本料	1,251点	ロ 10対1入院基本料	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)

ハ 13対1入院基本料 931点	ハ 13対1入院基本料 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)
ニ 15対1入院基本料 850点	ニ 15対1入院基本料 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)
【専門病院入院基本料】(1日につき)	【専門病院入院基本料】(1日につき)
1 7対1入院基本料 1,566点	1 7対1入院基本料 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)
2 10対1入院基本料 1,311点	2 10対1入院基本料 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)
3 13対1入院基本料 1,103点	3 13対1入院基本料 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)
【障害者施設等入院基本料】(1日につき)	【障害者施設等入院基本料】(1日につき)
1 7対1入院基本料 1,566点	1 7対1入院基本料 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)
2 10対1入院基本料 1,311点	2 10対1入院基本料 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)
3 13対1入院基本料 1,103点	3 13対1入院基本料 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)
4 15対1入院基本料 965点	4 15対1入院基本料 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)

<p>【有床診療所入院基本料】（1日につき）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>1 有床診療所入院基本料 1</p> <p>イ 14日以内の期間</p>	<p>【有床診療所入院基本料】（1日につき）</p> <p>1 有床診療所入院基本料 1</p> <p>イ 14日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">○点（新）</p> <p>（うち、消費税対応分+○点）</p> <p>ロ 15日以上30日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">○点（新）</p> <p>（うち、消費税対応分+○点）</p> <p>ハ 31日以上期間</p> <p style="text-align: right;">○点（新）</p> <p>（うち、消費税対応分+○点）</p> <p>2 有床診療所入院基本料 2</p> <p>イ 14日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">○点（新）</p> <p>（うち、消費税対応分+○点）</p> <p>ロ 15日以上30日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">○点（新）</p> <p>（うち、消費税対応分+○点）</p> <p>ハ 31日以上期間</p> <p style="text-align: right;">○点（新）</p> <p>（うち、消費税対応分+○点）</p> <p>3 有床診療所入院基本料 3</p> <p>イ 14日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">○点（新）</p> <p>（うち、消費税対応分+○点）</p> <p>ロ 15日以上30日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">○点（新）</p> <p>（うち、消費税対応分+○点）</p> <p>ハ 31日以上期間</p> <p style="text-align: right;">○点（新）</p> <p>（うち、消費税対応分+○点）</p> <p>4 有床診療所入院基本料 4</p> <p>イ 14日以内の期間</p>
---	--

	771点		○点(改)
			(うち、消費税対応分+○点)
□	15日以上30日以内の期間		<u>□ 15日以上30日以内の期間</u>
	601点		○点(改)
			(うち、消費税対応分+○点)
ハ	31日以上の期間		<u>ハ 31日以上の期間</u>
	511点		○点(改)
			(うち、消費税対応分+○点)
2	有床診療所入院基本料 2	5	<u>有床診療所入院基本料 5</u>
イ	14日以内の期間		<u>イ 14日以内の期間</u>
	691点		○点(改)
			(うち、消費税対応分+○点)
□	15日以上30日以内の期間		<u>□ 15日以上30日以内の期間</u>
	521点		○点(改)
			(うち、消費税対応分+○点)
ハ	31日以上の期間		<u>ハ 31日以上の期間</u>
	471点		○点(改)
			(うち、消費税対応分+○点)
3	有床診療所入院基本料 3	6	<u>有床診療所入院基本料 6</u>
イ	14日以内の期間		<u>イ 14日以内の期間</u>
	511点		○点(改)
			(うち、消費税対応分+○点)
□	15日以上30日以内の期間		<u>□ 15日以上30日以内の期間</u>
	381点		○点(改)
			(うち、消費税対応分+○点)
ハ	31日以上の期間		<u>ハ 31日以上の期間</u>
	351点		○点(改)
			(うち、消費税対応分+○点)
	【有床診療所療養病床入院基本料】		【有床診療所療養病床入院基本料】
	(1日につき)		(1日につき)
1	入院基本料 A	1	入院基本料 A
	986点		○点(改)
			(うち、消費税対応分+○点)

(生活療養を受ける場合)		(生活療養を受ける場合)	
	972点		○点(改)
2 入院基本料B	882点	2 入院基本料B	○点(改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税対応分+○点)	
	868点	(生活療養を受ける場合)	○点(改)
3 入院基本料C	775点	3 入院基本料C	○点(改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税対応分+○点)	
	761点	(生活療養を受ける場合)	○点(改)
4 入院基本料D	613点	4 入院基本料D	○点(改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税対応分+○点)	
	599点	(生活療養を受ける場合)	○点(改)
5 入院基本料E	531点	5 入院基本料E	○点(改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税対応分+○点)	
	517点	(生活療養を受ける場合)	○点(改)
6 特別入院基本料	450点	6 特別入院基本料	○点(改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税対応分+○点)	
	436点	(生活療養を受ける場合)	○点(改)
		(うち、消費税対応分+○点)	
【救命救急入院料】(1日につき)		【救命救急入院料】(1日につき)	
1 救命救急入院料1		1 救命救急入院料1	
イ 3日以内の期間		イ 3日以内の期間	

	9,711点	○点(改)
□ 4日以上7日以内の期間		(うち、消費税改定分+○点)
	8,786点	○点(改)
ハ 8日以上14日以内の期間		(うち、消費税改定分+○点)
	7,501点	○点(改)
		(うち、消費税改定分+○点)
2 救命救急入院料2		○点(改)
イ 3日以内の期間		(うち、消費税改定分+○点)
	11,211点	○点(改)
□ 4日以上7日以内の期間		(うち、消費税改定分+○点)
	10,151点	○点(改)
ハ 8日以上14日以内の期間		(うち、消費税改定分+○点)
	8,901点	○点(改)
		(うち、消費税改定分+○点)
3 救命救急入院料3		○点(改)
イ 救命救急入院料		(うち、消費税改定分+○点)
(1) 3日以内の期間		○点(改)
	9,711点	(うち、消費税改定分+○点)
(2) 4日以上7日以内の期間		○点(改)
	8,786点	(うち、消費税改定分+○点)
(3) 8日以上14日以内の期間		○点(改)
	7,501点	(うち、消費税改定分+○点)
□ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		○点(改)
(1) 3日以内の期間		(うち、消費税改定分+○点)
	9,711点	○点(改)
		(うち、消費税改定分+○点)

<p>(2) 4日以上7日以内の期間 8,786点</p> <p>(3) 8日以上60日以内の期間 7,901点</p> <p>4 救命救急入院料 4</p> <p>イ 救命救急入院料</p> <p>(1) 3日以内の期間 11,211点</p> <p>(2) 4日以上7日以内の期間 10,151点</p> <p>(3) 8日以上14日以内の期間 8,901点</p> <p>ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</p> <p>(1) 3日以内の期間 11,211点</p> <p>(2) 4日以上7日以内の期間 10,151点</p> <p>(3) 8日以上14日以内の期間 8,901点</p> <p>(4) 15日以上60日以内の期間 7,901点</p> <p>【特定集中治療室管理料】（1日につき）</p>	<p>(2) 4日以上7日以内の期間 〇点(改) （うち、消費税改定分+〇点）</p> <p>(3) 8日以上60日以内の期間 〇点(改) （うち、消費税改定分+〇点）</p> <p>4 救命救急入院料 4</p> <p>イ 救命救急入院料</p> <p>(1) 3日以内の期間 〇点(改) （うち、消費税改定分+〇点）</p> <p>(2) 4日以上7日以内の期間 〇点(改) （うち、消費税改定分+〇点）</p> <p>(3) 8日以上14日以内の期間 〇点(改) （うち、消費税改定分+〇点）</p> <p>ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</p> <p>(1) 3日以内の期間 〇点(改) （うち、消費税改定分+〇点）</p> <p>(2) 4日以上7日以内の期間 〇点(改) （うち、消費税改定分+〇点）</p> <p>(3) 8日以上14日以内の期間 〇点(改) （うち、消費税改定分+〇点）</p> <p>(4) 15日以上60日以内の期間 〇点(改) （うち、消費税改定分+〇点）</p> <p>【特定集中治療室管理料】（1日につき）</p>
---	---

<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1 特定集中治療室管理料 1</p> <p>イ 7日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">9,211点</p> <p>ロ 8日以上14日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">7,711点</p> <p>2 特定集中治療室管理料 2</p> <p>イ 特定集中治療室管理料</p> <p>(1) 7日以内の期間</p>	<p><u>1 特定集中治療室管理料 1</u></p> <p><u>イ 7日以内の期間</u></p> <p style="text-align: right;">○点(新)</p> <p>(うち、消費税対応分+○点)</p> <p><u>ロ 8日以上14日以内の期間</u></p> <p style="text-align: right;">○点(新)</p> <p>(うち、消費税対応分+○点)</p> <p><u>2 特定集中治療室管理料 2</u></p> <p><u>イ 特定集中治療室管理料</u></p> <p>(1) 7日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">○点(新)</p> <p>(うち、消費税対応分+○点)</p> <p>(2) 8日以上14日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">○点(新)</p> <p>(うち、消費税対応分+○点)</p> <p><u>ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</u></p> <p>(1) 7日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">○点(新)</p> <p>(うち、消費税対応分+○点)</p> <p>(2) 8日以上60日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">○点(新)</p> <p>(うち、消費税対応分+○点)</p> <p><u>3 特定集中治療室管理料 3</u></p> <p>イ 7日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>ロ 8日以上14日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p><u>4 特定集中治療室管理料 4</u></p> <p>イ 特定集中治療室管理料</p> <p>(1) 7日以内の期間</p>
---	--

9,211点	○点(新) (うち、消費税改定分+○点)
(2) 8日以上14日以内の期間	(2) 8日以上14日以内の期間
7,711点	○点(新) (うち、消費税改定分+○点)
□ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	□ 広範囲熱傷特定集中治療管理料
(1) 7日以内の期間	(1) 7日以内の期間
9,211点	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
(2) 8日以上60日以内の期間	(2) 8日以上60日以内の期間
7,901点	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
【ハイケアユニット入院医療管理料】 (1日につき)	【ハイケアユニット入院医療管理料】 (1日につき)
4,511点	<u>1 ハイケアユニット入院医療管理料1</u> ○点(改) (うち、消費税対応分+○点)
	<u>2 ハイケアユニット入院医療管理料2</u> ○点(改) (うち、消費税対応分+○点)
【脳卒中ケアユニット入院医療管理料】 (1日につき)	【脳卒中ケアユニット入院医療管理料】 (1日につき)
5,711点	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
【小児特定集中治療室管理料】 (1日につき)	【小児特定集中治療室管理料】 (1日につき)
1 7日以内の期間	1 7日以内の期間
15,500点	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
2 8日以上14日以内の期間	2 8日以上14日以内の期間

13,500点	○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
<p>【新生児特定集中治療室管理料】 (1日につき)</p> <p>1 新生児特定集中治療室管理料 1 10,011点</p> <p>2 新生児特定集中治療室管理料 2 6,011点</p>	<p>【新生児特定集中治療室管理料】 (1日につき)</p> <p>1 新生児特定集中治療室管理料 1 ○点(改) (うち、消費税改定分+○点)</p> <p>2 新生児特定集中治療室管理料 2 ○点(改) (うち、消費税対応分+○点)</p>
<p>【総合周産期特定集中治療室管理料】 (1日につき)</p> <p>1 母体・胎児集中治療室管理料 7,011点</p> <p>2 新生児集中治療室管理料 10,011点</p>	<p>【総合周産期特定集中治療室管理料】 (1日につき)</p> <p>1 母体・胎児集中治療室管理料 ○点(改) (うち、消費税改定分+○点)</p> <p>2 新生児集中治療室管理料 ○点(改) (うち、消費税改定分+○点)</p>
<p>【新生児治療回復室入院医療管理料】 (1日につき) 5,411点</p>	<p>【新生児治療回復室入院医療管理料】 (1日につき) ○点(改) (うち、消費税改定分+○点)</p>
<p>【一類感染症患者入院医療管理料】 (1日につき)</p> <p>1 7日以内の期間 8,901点</p> <p>2 8日以上14日以内の期間 7,701点</p>	<p>【一類感染症患者入院医療管理料】 (1日につき)</p> <p>1 7日以内の期間 ○点(改) (うち、消費税改定分+○点)</p> <p>2 8日以上14日以内の期間 ○点(改) (うち、消費税改定分+○点)</p>

<p>【特殊疾患入院医療管理料】 (1日につき) 1,954点</p>	<p>【特殊疾患入院医療管理料】 (1日につき) ○点(改) (うち、消費税改定分+○点)</p>
<p>【小児入院医療管理料】 (1日につき)</p>	<p>【小児入院医療管理料】 (1日につき)</p>
<p>1 小児入院医療管理料 1 4,511点</p>	<p>1 小児入院医療管理料 1 ○点(改) (うち、消費税改定分+○点)</p>
<p>2 小児入院医療管理料 2 4,011点</p>	<p>2 小児入院医療管理料 2 ○点(改) (うち、消費税改定分+○点)</p>
<p>3 小児入院医療管理料 3 3,611点</p>	<p>3 小児入院医療管理料 3 ○点(改) (うち、消費税改定分+○点)</p>
<p>4 小児入院医療管理料 4 3,011点</p>	<p>4 小児入院医療管理料 4 ○点(改) (うち、消費税改定分+○点)</p>
<p>5 小児入院医療管理料 5 2,111点</p>	<p>5 小児入院医療管理料 5 ○点(改) (うち、消費税改定分+○点)</p>
<p>【回復期リハビリテーション病棟入院料】 (1日につき)</p>	<p>【回復期リハビリテーション病棟入院料】 (1日につき)</p>
<p>1 回復期リハビリテーション病棟 入院料 1 1,911点 (生活療養を受ける場合) 1,897点</p>	<p>1 回復期リハビリテーション病棟 入院料 1 ○点(改) (うち、消費税対応分+○点) (生活療養を受ける場合) ○点(改) (うち、消費税改定分+○点)</p>
<p>2 回復期リハビリテーション病棟 入院料 2 1,761点</p>	<p>2 回復期リハビリテーション病棟 入院料 2 ○点(改) (うち、消費税改定分+○点)</p>

<p>(生活療養を受ける場合)</p> <p style="text-align: right;">1,747点</p> <p>3 回復期リハビリテーション病棟 入院料3 1,611点</p> <p>(生活療養を受ける場合)</p> <p style="text-align: right;">1,597点</p> <p>【亜急性期入院医療管理料】(1日につき)</p> <p>1 亜急性期入院医療管理料1 2,061点</p> <p>2 亜急性期入院医療管理料2 1,911点</p> <p>3 亜急性期入院医療管理料1(指定地域) 1,761点</p> <p>4 亜急性期入院医療管理料2(指定地域) 1,661点</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(生活療養を受ける場合)</p> <p style="text-align: right;">○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>3 回復期リハビリテーション病棟 入院料3 ○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>(生活療養を受ける場合)</p> <p style="text-align: right;">○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>【亜急性期入院医療管理料】(1日につき)</p> <p>1 亜急性期入院医療管理料1 ○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>2 亜急性期入院医療管理料2 ○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>3 亜急性期入院医療管理料1(指定地域) ○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>4 亜急性期入院医療管理料2(指定地域) ○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p><u>【地域包括ケア病棟入院料】(1日につき)</u></p> <p>1 地域包括ケア病棟入院料1 ○点(新)</p> <p>(うち、消費税対応分+○点)</p> <p>2 地域包括ケア入院医療管理料1 ○点(新)</p> <p>(うち、消費税対応分+○点)</p>
---	---

<u>(新設)</u>	3 地域包括ケア病棟入院料 2 ○点(新) (うち、消費税対応分+○点)
<u>(新設)</u>	4 地域包括ケア入院医療管理料 2 ○点(新) (うち、消費税対応分+○点)
<u>(新設)</u>	5 地域包括ケア病棟入院料 1 (特 定地域) ○点(新) (うち、消費税対応分+○点)
<u>(新設)</u>	6 地域包括ケア入院医療管理料 1 (特定地域) ○点(新) (うち、消費税対応分+○点)
<u>(新設)</u>	7 地域包括ケア病棟入院料 2 (特 定地域) ○点(新) (うち、消費税対応分+○点)
<u>(新設)</u>	8 地域包括ケア入院医療管理料 2 (特定地域) ○点(新) (うち、消費税対応分+○点)
【特殊疾患病棟入院料】(1日につき)	【特殊疾患病棟入院料】(1日につき)
1 特殊疾患病棟入院料 1 1,954点	1 特殊疾患病棟入院料 1 ○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
2 特殊疾患病棟入院料 2 1,581点	2 特殊疾患病棟入院料 2 ○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
【緩和ケア病棟入院料】(1日につき)	【緩和ケア病棟入院料】(1日につき)
1 30日以内の期間 4,791点	1 30日以内の期間 ○点(改) (うち、消費税改定分+○点)
2 31日以上60日以内の期間 4,291点	2 31日以上60日以内の期間 ○点(改)

<p>3 61日以上の期間 3,291点</p>	<p>(うち、消費税改定分+〇点) 3 61日以上の期間 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)</p>
<p>【精神科救急入院料】(1日につき)</p>	<p>【精神科救急入院料】(1日につき)</p>
<p>1 精神科救急入院料 1 イ 30日以内の期間 3,462点</p>	<p>1 精神科救急入院料 1 イ 30日以内の期間 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)</p>
<p>□ 31日以上の期間 3,042点</p>	<p>□ 31日以上の期間 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)</p>
<p>2 精神科救急入院料 2 イ 30日以内の期間 3,262点</p>	<p>2 精神科救急入院料 2 イ 30日以内の期間 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)</p>
<p>□ 31日以上の期間 2,842点</p>	<p>□ 31日以上の期間 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)</p>
<p>【精神科急性期治療病棟入院料】(1日につき)</p>	<p>【精神科急性期治療病棟入院料】(1日につき)</p>
<p>1 精神科急性期治療病棟入院料 1 イ 30日以内の期間 1,931点</p>	<p>1 精神科急性期治療病棟入院料 1 イ 30日以内の期間 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)</p>
<p>□ 31日以上の期間 1,611点</p>	<p>□ 31日以上の期間 〇点(改) (うち、消費税改定分+〇点)</p>
<p>2 精神科急性期治療病棟入院料 2 イ 30日以内の期間 1,831点</p>	<p>2 精神科急性期治療病棟入院料 2 イ 30日以内の期間 〇点(改)</p>

<p>□ 31日以上の期間 1,511点</p> <p>【精神科救急・合併症入院料】（1日につき）</p> <p>1 30日以内の期間 3,462点</p> <p>2 31日以上の期間 3,042点</p> <p>【児童・思春期精神科入院医療管理料】 （1日につき） 2,911点</p> <p>【精神療養病棟入院料】（1日につき） 1,061点</p> <p>【認知症治療病棟入院料】（1日につき）</p> <p>1 認知症治療病棟入院料 1</p> <p>イ 30日以内の期間 1,761点</p> <p>□ 31日以上60日以内の期間 1,461点</p> <p>ハ 61日以上の期間 1,171点</p>	<p>（うち、消費税改定分+〇点）</p> <p>□ 31日以上の期間 〇点(改) （うち、消費税改定分+〇点）</p> <p>【精神科救急・合併症入院料】（1日につき）</p> <p>1 30日以内の期間 〇点(改) （うち、消費税改定分+〇点）</p> <p>2 31日以上の期間 〇点(改) （うち、消費税改定分+〇点）</p> <p>【児童・思春期精神科入院医療管理料】 （1日につき） 〇点(改) （うち、消費税改定分+〇点）</p> <p>【精神療養病棟入院料】（1日につき） 〇点(改) （うち、消費税改定分+〇点）</p> <p>【認知症治療病棟入院料】（1日につき）</p> <p>1 認知症治療病棟入院料 1</p> <p>イ 30日以内の期間 〇点(改) （うち、消費税改定分+〇点）</p> <p>□ 31日以上60日以内の期間 〇点(改) （うち、消費税改定分+〇点）</p> <p>ハ 61日以上の期間 〇点(改)</p>
--	---

<p>2 認知症治療病棟入院料 2</p> <p>イ 30日以内の期間 1,281点</p> <p>ロ 31日以上60日以内の期間 1,081点</p> <p>ハ 61日以上の期間 961点</p> <p>【特定一般病棟入院料】(1日につき)</p> <p>1 特定一般病棟入院料 1 1,103点</p> <p>2 特定一般病棟入院料 2 945点</p> <p>(亜急性期入院医療管理が行われた 場合) 1,761点</p> <p>(脳血管リハ、運動器リハを算定した ことがある患者に亜急性期入院医 療管理が行われた場合) 1,661点</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>2 認知症治療病棟入院料 2</p> <p>イ 30日以内の期間 〇点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>ロ 31日以上60日以内の期間 〇点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>ハ 61日以上の期間 〇点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>【特定一般病棟入院料】(1日につき)</p> <p>1 特定一般病棟入院料 1 〇点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>2 特定一般病棟入院料 2 〇点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>(亜急性期入院医療管理が行われた 場合) 〇点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>(脳血管リハ、運動器リハを算定した ことがある患者に亜急性期入院医 療管理が行われた場合) 〇点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+〇点)</p> <p><u>(地域包括ケア病棟入院料 1 に該当 する場合)</u> 〇点(新)</p> <p>(うち、消費税対応分+〇点)</p> <p><u>(地域包括ケア入院医療管理料 1 に 該当する場合)</u> 〇点(新)</p>
--	---

	<p>(生活療養を受ける場合) <u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>ハ 胸腔鏡下交感神経節切除術(両側) <u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>(生活療養を受ける場合) <u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>ニ 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合口その他のもの <u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>(生活療養を受ける場合) <u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>ホ 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合 <u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>(生活療養を受ける場合) <u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>ヘ 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5cm未満 <u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>(生活療養を受ける場合) <u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>ト 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除術 <u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>(生活療養を受ける場合)</p>
--	---

	<p style="text-align: right;">○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>チ 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法</p> <p style="text-align: right;">○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>(生活療養を受ける場合)</p> <p style="text-align: right;">○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>リ 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮術</p> <p style="text-align: right;">○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>(生活療養を受ける場合)</p> <p style="text-align: right;">○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>又 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (15歳未満) ○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>(生活療養を受ける場合)</p> <p style="text-align: right;">○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>ル ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (15歳以上) ○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>(生活療養を受ける場合)</p> <p style="text-align: right;">○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>ヲ 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(15歳未満) ○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>(生活療養を受ける場合)</p> <p style="text-align: right;">○点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+○点)</p> <p>ワ 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(1</p>
--	---

	<p>5歳以上) <u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点) (生活療養を受ける場合)</p> <p><u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>カ 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術1 長径2cm未満</p> <p><u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点) (生活療養を受ける場合)</p> <p><u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>コ 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術2 長径2cm以上</p> <p><u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点) (生活療養を受ける場合)</p> <p><u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>ク 痔核手術2 硬化療法(四段階注射法) <u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点) (生活療養を受ける場合)</p> <p><u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>ケ 子宮頸部(腔部)切除術</p> <p><u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点) (生活療養を受ける場合)</p> <p><u>〇点(改)</u> (うち、消費税改定分+〇点)</p> <p>ク 子宮鏡下子宮筋腫摘出術</p> <p><u>〇点(改)</u></p>
--	--

	<p>(うち、消費税改定分+〇点) (生活療養を受ける場合) 〇点(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+〇点)</p>
	<p>ツ 終夜睡眠ポリグラフィー 1 携帯用装置を使用した場合 〇点(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+〇点) (生活療養を受ける場合) 〇点(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+〇点)</p>
	<p>ネ 終夜睡眠ポリグラフィー 2 多点感圧センサーを有する睡眠 評価装置を使用した場合 〇点(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+〇点) (生活療養を受ける場合) 〇点(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+〇点)</p>
	<p>ナ 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1 及び 2 以外の場合 〇点(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+〇点) (生活療養を受ける場合) 〇点(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+〇点)</p>
	<p>ラ 小児食物アレルギー負荷検査 〇点(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+〇点) (生活療養を受ける場合) 〇点(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+〇点)</p>
	<p>ム 前立腺針生検法</p>

		○点(改)
		(うち、消費税改定分+○点)
		(生活療養を受ける場合)
		○点(改)
		(うち、消費税改定分+○点)
【外来リハビリテーション診療料】		【外来リハビリテーション診療料】
1 外来リハビリテーション診療料 1	69点	1 外来リハビリテーション診療料 1
		○点(改)
		(うち、消費税対応分+○点)
2 外来リハビリテーション診療料 2	104点	2 外来リハビリテーション診療料 2
		○点(改)
		(うち、消費税対応分+○点)
【外来放射線照射診療料】		【外来放射線照射診療料】
	280点	○点(改)
		(うち、消費税対応分+○点)
【在宅患者訪問診療料】 (1日につき)		【在宅患者訪問診療料】 (1日につき)
1 同一建物居住者以外の場合	830点	1 同一建物居住者以外の場合
		○点(改)
		(うち、消費税対応分+○点)
2 同一建物居住者の場合		2 同一建物居住者の場合
イ 特定施設等に入居する者の場合	400点	イ 特定施設等に入居する者の場合
		○点(改)
		(うち、消費税対応分+○点)
ロ イ以外の場合	200点	ロ イ以外の場合
		○点(改)
		(うち、消費税対応分+○点)

2. 歯科診療報酬

- (1) 初・再診料（地域歯科診療支援病院歯科初・再診料を含む。）を引き上げる。
- (2) 歯科訪問診療料を引き上げる。

現 行	改 定 案
<p>【初診料】</p> <p>1 歯科初診料 218点</p> <p>2 地域歯科診療支援病院歯科初診料 270点</p> <p>【再診料】</p> <p>1 歯科再診料 42点</p> <p>2 地域歯科診療支援病院歯科再診料 69点</p> <p>【歯科訪問診療料】</p> <p>1 歯科訪問診療 1 850点</p> <p>2 歯科訪問診療 2 380点</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>【初診料】</p> <p>1 歯科初診料 <u>〇点</u>(改) (うち、消費税対応分+16点)</p> <p>2 地域歯科診療支援病院歯科初診料 <u>〇点</u>(改) (うち、消費税対応分+12点)</p> <p>【再診料】</p> <p>1 歯科再診料 <u>〇点</u>(改) (うち、消費税対応分+3点)</p> <p>2 地域歯科診療支援病院歯科再診料 <u>〇点</u>(改) (うち、消費税対応分+3点)</p> <p>【歯科訪問診療料】</p> <p>1 歯科訪問診療 1 <u>〇点</u>(改) (うち、消費税対応分+〇点)</p> <p>2 歯科訪問診療 2 <u>〇点</u>(改) (うち、消費税対応分+〇点)</p> <p>3 歯科訪問診療 3 <u>〇点</u>(新) (うち、消費税対応分+〇点)</p>

3. 調剤報酬

- (1) 調剤基本料を引き上げる。
- (2) 一包化加算及び無菌製剤処理加算を引き上げる。

現 行	改 定 案
【調剤基本料】 （処方せんの受付1回につき） 調剤基本料 40点 調剤基本料（特例） 24点 （新設） （新設）	【調剤基本料】 （処方せんの受付1回につき） 調剤基本料 ○点(改) （うち、消費税対応分+1点） 調剤基本料（特例） ○点(改) （うち、消費税対応分+1点） <u>調剤基本料（妥結率が低い場合）</u> ○点(新) （うち、消費税対応分+○点） <u>調剤基本料（特例・妥結率が低い場合）</u> ○点(新) （うち、消費税対応分+○点）
【一包化加算】 （1調剤につき） 56日分以下の場合（7日分につき） 30点 57日分以上の場合 270点	【一包化加算】 （1調剤につき） 56日分以下の場合（7日分につき） ○点(改) （うち、消費税対応分+○点） 57日分以上の場合 ○点(改) （うち、消費税対応分+○点）
【無菌製剤処理加算】 （1日につき） 中心静脈栄養法用輸液 40点 抗悪性腫瘍剤 50点 （新設）	【無菌製剤処理加算】 （1日につき） 中心静脈栄養法用輸液 ○点(改) （うち、消費税対応分+○点） 抗悪性腫瘍剤 ○点(改) （うち、消費税対応分+○点） <u>麻薬</u> ○点(新)

<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(うち、消費税対応分+〇点)</p> <p><u>乳幼児の場合</u></p> <p><u>中心静脈栄養法用輸液</u> 〇点(新)</p> <p>(うち、消費税対応分+〇点)</p> <p><u>抗悪性腫瘍剤</u> 〇点(新)</p> <p>(うち、消費税対応分+〇点)</p> <p><u>麻薬</u> 〇点(新)</p> <p>(うち、消費税対応分+〇点)</p>
---	---

4. 訪問看護療養費

訪問看護管理療養費を引き上げる。

現 行	改定案
<p>【訪問看護管理療養費】</p> <p>訪問看護管理療養費</p> <p>1 月の初日の訪問の場合</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: right;">7,300円</p>	<p>【訪問看護管理療養費】</p> <p>訪問看護管理療養費</p> <p>1 月の初日の訪問の場合</p> <p><u>イ 機能強化型訪問看護管理療養</u></p> <p><u>費 1</u> ○円(新)</p> <p style="padding-left: 2em;">(うち、消費税対応分+○円)</p> <p><u>ロ 機能強化型訪問看護管理療養</u></p> <p><u>費 2</u> ○円(新)</p> <p style="padding-left: 2em;">(うち、消費税対応分+○円)</p> <p><u>ハ イ又はロ以外の場合</u></p> <p style="text-align: right;">○円(改)</p> <p style="padding-left: 2em;">(うち、消費税対応分+○円)</p>
<p>2 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき)</p> <p style="text-align: right;">2,950円</p>	<p>2 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき)</p> <p style="text-align: right;">○円(改)</p> <p style="padding-left: 2em;">(うち、消費税対応分+○円)</p>